

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第26回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年2月21日（木） 14:00～15:12

於、第3特別会議室（11階）

第2 出席した委員（敬称略）

田尻 嗣夫（分科会長）、杉山 武彦（分科会長代理）、加藤 憲一、篠崎 悦子、
菅 美千世、多賀谷 一照、永峰 好美、樋口 清秀 （以上8名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

石崎 光夫、今川 幸雄、山下 彰一、渡辺 真知子（以上4名）

第4 出席した関係職員等

鈴木 茂樹（郵政行政部長）、
藤野 克（貯金保険課長）、三浦 文敬（信書便事業課長）、
日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第5 議題

諮問事項

- (1) 国際ボランティア貯金に係る寄附金配分等の認可
- (2) 特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可

開 会

○田尻分科会長 お待たせいたしました。それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会の第26回会合を開催させていただきます。

本日は委員11名のうち7名がご出席いただいておりますので、定足数を満たしております。なお、お一方、おくれて参上される予定でございます。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定によりまして、一部非公開にて行わせていただきます。したがって、傍聴の方々には、非公開とする議題が始まる前にお知らせ申し上げますので、退室いただくこととなりますことをあらかじめご了解ください。

それでは、初めに、国際ボランティア貯金の案件の審議のため、専門委員の皆様についてのご出席いただいております。

石崎専門委員様をはじめ、皆様に一言ずつご挨拶をいただければと存じます。よろしく。

○石崎専門委員 石崎でございます、こんにちは。

この仕事に関わり始めてから、はや十一、二年が経ちました。その間、所掌大臣である総務大臣が五、六人交代されました。我々の仕事もいよいよ本日の会合をもって最終回となるわけで、感慨ひとしおなものがあります。

“初めあれば終わりがある”は世の常の習いです。とは申せ、せっかく善意の預金者や彼らを支えてくれた一般国民の方、関係省庁の方々、それから我々専門委員の仲間が、共に額に汗して真剣に取り組んできただけに、この仕事に大変愛着を感じております。大事なことは、度々申し上げてきたことですが、事業を締め括るにあたり、国際ボランティア貯金事業の発現効果やインパクトを明らかにし、それを国民に向かって、あるいは対外的に発表すべきではないかと思えます。

その意味では、全体の事業評価調査が行われ、調査報告結果が報告書として纏められたことは、それなりに意味があり、評価したいと思っています。なお、本件に関する具体的なことは後刻触れさせていただきます。ありがとうございました。

○今川専門委員 今川でございます。

私はカンボジアの大使をやっておりましたが、2009年に退官いたしまして、その年の10月に、当時の郵政省の専門委員で来ないかということを外務省を通じてお話がありまして、2009年の10月に専門委員になりました。

以来15年間やっておりますが、私がこのとき本当に感じたことは、私は在官中は、どちらかというとODAの非常に大きな案件を供与する、そしてそれが日本の国と相手国、開発途上国との間で非常に役立っていると同時に、対日感情をよくしている、これはもちろん、ある意味においてそういうこともあるんですけど、そう感じておりました。この専門委員の職をいただき、そして当時は、郵政省、その後、郵政公社によってこのボランティア貯金が使われ、特に、ボランティア貯金に関する子供さん方の作文を集める、そして我々はその作文を読んで評価することを命じられていたこともありましたので、そこで本当に私は、これこそ本当に日本の対外関係をよくする、特に開発途上国に

日本をわかってもらう、つまり、日本は金持ちであるからODAをどんどん出しているんだ、そういう解釈がどうしても、東南アジアをはじめ、開発途上国にありましたが、そうではなく、本当に心から開発途上国の人たちのために一緒にやっっていこうということで、子供さん方のお小遣いの中から出した貯金をもこうしてあなた方に渡しているんですよということが言えるようになったことは、私は日本国民として、東南アジアの国々に対し、あるいはアフリカ、中東などの開発途上国に対し、非常に強い気持ちを持つ自信を持ちました。

そういうことで、この仕事を引き受けて、させていただいてまいりましたが、今後これがどのようになるか、また、かなり方向が違ふ、また組織、制度の上でも違ったことになると思いますけれども、願わくば、こうした、本当に日本側においても草の根、相手側も草の根という形での、人間対人間、人間の心対心で、必ずしも国を後ろに背負ってということではなく、やれる支援事業が続けられれば、日本の、これからいろいろな国がいろいろなことを言います、しかし、日本国民が本当に相手の開発途上国を愛し、尊敬していることを示すこういう形での支援が、制度は変わっても何とか残っていくように、皆様方のご協力をいただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○山下専門委員 山下でございます。

私の気持ちもお二方とほぼ同じです。本日、この会議に先立って、専門委員だけの集まりがあって、何となくこのボランティア貯金の制度がなくなってしまうんじゃないかという懸念があったもので、こういうすばらしいプロジェクトは何とか続けてもらえないだろうかとそこでも思った次第でございます。

国としてODA等々で世界各国に援助されていることは事実ですが、このボランティア貯金というのは、日本のボランティア団体が現地に行かれて、継続的に現場におられて、そこで困っておられるものというか対象を見つけられて、それをボランティア貯金に申請されて、そして国のほうで選別されてこれまでは続けてこられたものと思いますけれども、これでもし終わってしまうとなると、非常に寂しい、残念だと思います。

当初、このボランティア貯金の経緯であるとか、実際どういうことをやってきたかということの1例ですが、それは、郵便貯金、お母さんが小さい子供を郵便局に連れて行って、そこで子供さんの通帳をつくってくれて、そしてそこにお金が少し、小遣い銭でしょうけれども積み上がっていく。こういう美談、美談で済まないほうがいいと思うんですが、それがだんだん浸透していく形で、特にこれはアジアの国が多いんですけど、日本とアジアの関係を改善またはよくする方向の1つじゃなかったかと私は思うんです。ですので、ぜひそういう視点からもご検討いただければありがたいと思います。

以上でございます。

○渡辺専門委員 渡辺と申します。よろしくお願いたします。

つけ加えることは特にございません。ただ、やはり皆様が強調されましたように、ODAあるいは企業レベルでの経済協力とは違ふ、個人レベルでの、お互いの顔を見た形での経済協力は、やはり日本にとっても非常に重要な意味を持っていると思いますので、

制度そのものは終わったとしても、精神というか、こういった形の経済協力が何らかの形で存続できればなと私も考えております。

短いですが、以上です。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項2件ございます。

まず最初に、諮問第1078号「国際ボランティア貯金に係る寄附金配分等の認可」につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○藤野貯金保険課長 総務省の貯金保険課長をやっております藤野でございます。よろしくをお願いいたします。

資料の26-1でごらんいただこうと思いますが、一番最初の26-1-1が諮問書でございまして、その後、26-1-2として認可申請書の本体がございまして。この後に、この認可申請の概要と審査結果についてまとめた26-1-3という資料がございまして。こちらの26-1-3を中心にご説明させていただこうと思います。

この資料1ページ目、まず、この制度の経緯からご紹介してございます。国際ボランティア貯金は、平成3年、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律というものがございまして、これに基づいて、郵便局でお預かりした通常郵便貯金の受取利子、これは税引き後のものでございまして、その20%ないし100%を寄附金としていただいて、海外で活動する日本の民間援助団体に配分するものでございます。

これは、平成3年からずっと郵便局でこういう寄附金を取りまとめるということをやっておったんですが、郵政民営化に伴いまして、平成19年9月末をもちまして先ほどご紹介しました平成3年の法律が廃止されまして、以後は、寄附金は収集しないんですが、それまでの残高、民営化当時で20億円ほどございましたけれども、これを独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継いたしまして、ここが毎年度、民間援助団体に配分するというのを続けてまいりました。

1ページの一番下の表をごらんいただきますと、一番右側、19年度の下期というところがございまして。配分原資額19億1,723万円が民営化当時に当時の郵政公社から承継したものでございましたけれども、毎年配分を重ねていきまして、もうちょっと左のほうをごらんいただきますと、平成23年度が一番下、23年度の配分が終わった時点で繰越額が1億208万となっております。今年度、24年度につきましては、この繰越額の1億208万円に、一旦配分をしたものの返ってきたお金、事業が途中で縮小した等によってお金の返還があったものというのもございます。それから、実際に事業をやったんだけど、コストが当初の見積もりよりも少なく済んだというものがございまして、その交付を行わない額ということで、なっております。それから、配分原資額は国債で運用しておりまして、その運用利子等を加えまして、1億2,068万円が今年度、配分原資額となったものでございます。機構からは、1月18日にこの1億2,068万円の配分について認可申請がございました。

2ページ目、3ページ目をごらんいただきたいと思いますが、では、この配分について、総務省にはどうかかわるのかでございまして、配分団体、配分額、そして配分団体にお

いて守らなければならない事項、この3つがそのうちの認可にかかってございますので、これについてごらんいただこうと思います。

2ページ目、3ページ目の表でございますけれども、今回の配分団体は27団体でございます。これも公募の手续がとられることになっておりまして、実際に応募があったのは44団体でございます。これは、昨年度の23年度の場合は25団体にとどまっておりますが、当時は各団体とも震災関係のボランティアにかなり傾注しておりまして、応募者が少なくなっていたものでございますが、これも一区切りついたということで、また44団体に拡大してきたというものでございました。

全体の配分額は1億2,068万ですけれども、各団体、1団体当たり上限1,000万円となっておりますので、最大でミャンマーで活動するジャパンハート様の969万4,000円を筆頭としまして、27団体に配分したいということでございます。

5年間、各団体の各事業について、連続で配分を受けることができるようになっておりますけれども、実際に、違う事業でさらに継続して配分を受けるところもございます。今回は、そういったもので継続する団体が多かったんですが、新規の団体もございます。

3ページに参りますけれども、表の中の下から4つ目と3つ目、ネパールで活躍されています結核予防会、それから、ベトナムで活躍されています草の根協働福岡、この両団体様につきましては、今回、新規ということで配分の申請があったものでございます。ただ、新規につきましては上限が200万円となっておりますので、190万円台の配分額ということで申請がされております。

認可申請に係るものは、こういった配分団体の配分額のほかに、配分団体が守らなければならない事項がございます。3ページの一番下のほうに書いてございます。詳細は資料1でつけさせていただいておりますが、端的に言いますと、目的外利用をさせないという内容でございます。配分額の配分の決定された判断要素に大きな変更があった場合にお金を返してくださいといった事項が定められております。

4ページ、5ページに移らせていただきます。4ページは、まず上のほうでございますけれども、機構において、実際にどのようにして配分を行ったのかについてご説明してございます。

まず、機構が公募をやるわけですが、そのときに、形式的要件というのを定めております。それが資料2に書いてございますが、例えば、日本国内に事務所を置いていること、海外援助の事業をやること、非営利の民間団体であること、会計処理が適正であること、円滑にちゃんと連絡がとれること、あるいは、衣食住や水、最低限の医療、教育、環境保全といった日常生活に不可欠なもの、BHN (Basic Human Needs) という言い方をしておりますが、そういったものを満たす事業であること、海外の現地で14日間以上にわたって現地の人と直接顔を合わせて、協力をして活動を展開するようなものであること、あるいは、申請団体において指導、技術・ノウハウの移転、医療行為を行うといった形で住民の自立を支援する内容であることが形式的要件と定められております。

44団体から応募があったと申し上げましたが、このうち、実際には申請の取り下げを行った団体が3つございまして、それから、今ご紹介した形式的要件を満たさない団

体も3つございました。具体的には、箱物をやるような事業を考えていた団体、日本のみで活動する事業、それから、事業を行う地域がアフガニスタンという退避勧告が出ているところであったというところがございましたので、そういった3団体については審査の対象外としまして、都合38団体について機構で審査を行っております。

それをどういうふうに審査をやったかでございますが、これは機構において総合評価項目を定めております。これを各団体の事業計画書等について審査しまして、得点をつけるわけです。上位からずっと、団体に優先順位をつけます。その上で、一番上位の団体からどれぐらいの額を配分するかを決めていきます。決める額については、申請のあった額をそのままやるわけではなくて、査定基準を資料4につけてございますが、そういったもので査定を行うものでございます。

ポイントだけ申しますと、事業に直接かかる経費だけについて配分をすること、必要性がちゃんと認められなければいけない、現地の事務所の経費は1か所までで、しかも月3万円までとか、あるいは、滞在費は1泊3,000円までという基準が決められております。それから、物件費はそのほか95%を上限とすることが原則となっております。

こういったもので配分を行いまして、ちょうど27団体に配分をしたところで今回の原資1億2,086万円を全て配分し切るということで、27団体について申請がございました。これらの申請どおり認められますと、今回の配分をもちまして、民営化時点で郵政公社から引き継いだ額の全てについて、一旦は配分が行われることになるわけでございます。

そういった節目でございますので、総務省におきましては、こういった制度、事業の評価に係る調査研究を行いました。お手元に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社様に委託して取りまとめた結果を配付させていただいております。これは平成24年度予算で行ったものでございますけれども、ここで評価の対象としておりますのは、平成3年度から23年度までの今回のボランティア貯金の全般についてでございますが、特に具体的な配分事例は、民営化後について、実際に配分された22年度までのものを中心にまとめてございます。ここでは機構における配分のプロセスの適切性について評価されておまして、また、各プロジェクトの有効性につきましても、対象地域における課題の解決に資した、地域における親日感情の醸成に役立った、国際ボランティア団体の発展に貢献した、あるいは国民のボランティア意識の向上の面でメリットがあったということ、詳細なインタビュー調査などを通じて明らかにしてございます。そして、この中では、ミャンマーやバングラデシュなどで行われました7つの優良事例について特にピックアップして紹介したものになってございます。

この調査研究結果につきましては、総務省においてホームページに掲載するなどして公表させていただこうと思っております。

そういった形で、今回、一区切りつくことになるわけでございますが、平成3年度以降、延べ2,921団体に210億2,555万円を配分したもので、そして、ボランティア活動の及ぶ地域も99カ国・地域に及んだものでございました。そういった意義のあるものであったということ、こういった調査研究結果の公表などを通じて広く理解いただこうと思っております。

今回の認可申請に係る配分団体、配分金等につきましては、4ページ、5ページにおきまして、総務省の審査結果を示してございます。法定の形式要件に適合しているか、配分団体や配分金について、適正な基準で選定されており、また、実際の配分が適正に行われているかを審査事項として評価してございます。

もし、これで本審議会においてこれが適正であると認めていただきましたならば、この認可申請があった内容につきまして、認可するといった手続に入らせていただこうと思っております。

来年度以降につきましてですけれども、民営化のときに承継されたものは一旦全て配分されたわけですが、来年度、返還金等が生じる可能性がございまして、その場合にはまた配分が必要なかどうかを検討していきたいと思っております。

以上でございます。よろしくご審査のほどをお願いいたします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、委員の先生、どうぞご発言ください。何かございますか。

それじゃ、専門委員の先生、どうぞ。

○石崎専門委員 藤野課長が今、最後に「来年度以降に返還金が生じた場合はその時点で検討してみたい」旨述べられましたが、これまでの事例を考えると、おそらく返還金が出てくる可能性が極めて高いと思われます。返還金が出てきた場合、総務省としてはどのように処理されるのか、基本的なスタンスについて伺いたいと思います。

○藤野貯金保険課長 返還金は実際にあるとしまして、これは民営化以降の例で見ますと、なかった年度はなかったわけですが、実際のどれぐらいの額が生じるかはかなりばらつきがございまして、そういった状況などを見まして、配分をやるのが適正だということであれば、また機構に配分の手続に入っていただくということかなと思っておりますが、何と言っても、どれぐらいの額が生じるかにかなり依存しているところがございますので、まずはその状況を拝見させていただこうと思ったところでございます。

○田尻分科会長 ほかに何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○篠崎委員 評価調査研究に関してでもよろしいですか。

ここへ来て拝見しただけで何なんでございますけれども、いろいろヒアリングその他しているようですが、例えば、現地のこの制度を受けた方々に具体的にヒアリングをしていって、よかったとか悪かったとか、こういうのをこうしてほしいとかという分析をしているのですか。

○藤野貯金保険課長 基本は、NGO団体自身に調査をやったということですが、現地での受けとめなどについての調査は手が回っていないと聞いております。

この調査研究は、24年度、今回これでやらせていただきましたが、まだ配分が終わっていないもの、例えば23年度では配分がされてないままでこれが終わってしまったんですけれども、これらについて来年度も予算要求をしております、言うなればこの続編をまとめようかと考えております。できればその中で、ここで埋め切れなかった分はやっていければと思っております。

○篠崎委員 大切なことは、受けた側がどのように感じ取ってくれたのか、あるいはもうちょっと改善してくれたらいいかなとか、そういうところだと思うんですね。もちろん、やった団体のうまくできたかどうかという評価も大切ですが、いかにそれが

相手の方々に受けとめられたかというところ、こういうことをやっていくにおいてはそれが基本だと思うんですね。だから、これからもしなされる機会があれば、ぜひそういうところも、大変難しいところだと思いますが、それが基本だと思うんですよ。

○藤野貯金保険課長 ご指摘のところ、全くごもっともだと思いますので、そういった方向で検討してみようかと思っております。

○加藤委員 私もいいですか。今回の認可申請の内容ではなくて、私もこの制度の今後について、ちょっと今日、話を伺って少し心配をしますけれども、こういったところで申請をして活動されてきた団体にとっては非常に重要な活動の原資であって、こういった制度がなくなっていくことによって活動そのものの存続が危機に立つということも当然相当あると思うんですね。そういうこともいろいろ情報は入っているでしょうし、多分、専門委員の皆様方も心配されていることだと思いますけれども、その辺をどの程度把握されているのかということ。

あと、そういうことを踏まえて、この制度、先ほど何らかの形でこういった取り組みが継続をという話がありましたけれども、そのあたりはどんなふうにご考えておられるのか、少しその辺の見解を聞かせていただけますか。

○藤野貯金保険課長 今回、認可申請があったものは、公社時代、あるいはその前の国の直営の時代に集められた寄附金に関するものでございました。ただ、民営化後のゆうちょ銀行におきましては、民営化以後もこれと類似のサービスを提供しておりまして、これをゆうちょボランティア貯金とってございます。

ただ、国営時代とはいろいろなところがちょっと違いがございまして、1つは、国営時代のこれは、今回の機構からの配分の仕方もそうなんですけれども、直接各団体に配分するんですね。これを、今やっているゆうちょ銀行のボランティア貯金は、JICAにまず一括して渡して、そこで配分してもらおうというやり方をやっています。それから、金額の規模は今のところ非常に小さいです。今回、1億2,000万円の配分についてご説明させていただきましたけれども、累計額でもゆうちょボランティア貯金はまだ800万円にしか至らない。ただ、金額自体は最近かなり伸びてきていると聞いておりまして、そういった取り組みなんかについて期待するのは1つかなとは思ってございます。

○田尻分科会長 どうぞ、樋口委員。

○樋口委員 私は、国際協力銀行から、日本政府円借款の中国の最後の案件で、重慶から上海に向けた高速道路と、海南島の海口から三亚への高速道路の社会経済効果を請け負ったことがあります。直接現地に行ってアンケート調査を行ったとき、そこでようやく援助の事実を知り、日本に対しての感謝の念を持つようになった。実際、中国あたりは、日本政府の援助をニュースも何も全くしていませんので、我々が直に地方政府に行ってこのようなことを行うことで、事実を理解することになる。一般的に海外援助など報道されませんので、中国人はそんなのは全然わかりません。あの高速道路は中国がつくったみたいなのを言っている人が多かった。したがって、逆の宣伝効果の意味でも、評価をされるときには現地に我々が行って、こういうことがと言うことは非常に重要なことだと思います。

2つ目ですが、市長が言われた話ですけれども、私は、公社時代のころですが、ここ

に出ていますシャプラニールと、山形のNGO、アロアシャがラッシャヒという市で小学校をつくった事例を直接視察に行ったことがあります。したがって、事情をある程度知っているつもりですが、こうしたところではとにかく学校を運営していくのにこうした援助が必要ですよということを強調したい。これを切られると学校がなくなるのではないかという危機を非常に心配しております、単に1回行って、1件、ここを援助すれば事足りるということではないかと思ひまして、これがなくなることを非常に心配しております。

○藤野貯金保険課長 2点ご指摘をいただいたかと思ひますけれども、現地での評価状況について、これはぜひ、それを汲んでみる形でやってみるよう検討してみようと思っております。

それから、事業の継続がそれぞれの団体で大丈夫なのかということでございますけれども、ボランティアを寄附金から支援するスキームというのは、残念ながら今回のものはこれで基本的に1つの区切りを迎えてしまうわけですが、先ほど申し上げたようなゆうちょ銀行が行っている制度をはじめといたしまして、そういう幾つかのいろんな支援スキームがあると思うんですね。それらについては、我々としても非常に興味を持って見ていこうかなと思っております。

○田尻分科会長 どうぞ、永峰委員。

○永峰委員 今この調査を拝見して、最後のまとめのところをざっと読んだだけの感想で恐縮です。やはり今回、この国際ボランティア貯金、もったいなかったなと思ひます。運営側の総務省とNGOとの、どういうふうにお金を使っていこうかという協議の場がしっかり持たれていなかったという指摘があります。例えばここでも出ているように、外務省とJICAは、NGOも含めて定期的に協議を持っていますね。なので、国際協力においては、現場を知るNGOがどういう活動をしているのか、把握することが可能なわけです。もちろん現地の人の話をヒアリングすることも重要ですが、その前の段階で、運営側の意図とNGO側の意図とがすり合わせをする機会がなかったというのは非常に不幸な状況だったなと思うんですね。

先ほど、ゆうちょボランティア貯金についてはJICAにお願いしてというお話が出ました。原資を持っていらっしゃるのは総務省なのだから、その場にJICAを入れながらも、例えば、国際協力において、外務省と違うようなあり方というのでしょうか。総務省側からもしっかり方向性を打ち出して、協議の場についてのスキームをつくる必要があるのではないかな、と。調査書の144ページにそういう指摘があったもので、ちょっと気になりました。

○藤野貯金保険課長 この原資を実際に保有して配分するのは、先ほどご紹介した独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が行っているものですが、特に近年、現地においての実際の利用の仕方、それからその事業についてきっちり見ていこうということで力を入れてございまして、なかなかこのように活動地域がかなり多岐にわたっておりますので、すぐに網羅的にはなっていないようではございますけれども、実際に配分する過程におきまして、現地の調査とか、現地でどういうふうに見られているかというものはしっかり見るようにしていると聞いておりますので、今回の配分額につきましても、そこはきっちり力を入れてやっていただくように、機構には依頼していこうと思っております。

ります。

○今川専門委員 私は、永峰委員のご心配になっておられることは全く同感でございます。私自身、在官中、JICAに3年間出向して管理職をやっていたことがありますけれども、JICAは最近、随分変わっています。細かいこともやってくれています。しかし、ODAを供与する機関であるというのが何といても一番大きなところで、これに丸投げしてしまっているんだろかという気が私はいたします。

総務省において本当に十分に査定されて、そしてその査定の過程においては、各NGO団体に十分意見を聴取なさってされたほうがいいのではないかと思います。

○藤野貯金保険課長 結局のところ、現地における配分額の使われ方の査定ですね。それから、これは国内においても大事だと思うんですけども、これについて、ゆうちょ銀行のボランティア貯金のスキームの中でどういうふうに行っているかというのは、我々も関心を持って、逐次それについて注意喚起をしながら進めていただこうと思います。ありがとうございます。

○今川専門委員 ぜひ、総務省において十分な関心を持ち続けていただきたいと思います。

○田尻分科会長 永峰委員。

○永峰委員 ちょっとつけ加えさせてください。今のご指摘をフォローアップ致しますが、総務省の場合、なかなかNGOを呼んで一緒に協議のスキームをつくるという仕事が今までそんなになかったのではないかと思います。でも、これを扱っているからには絶対そのスキームが必要なのです。もちろん、JICAは細かい国際協力のことに関しては専門家です。だから、専門家集団と、実際に現場でお金を使うNGO、運営側の省という3者が会って話をする場が必要であるということです。これからゆうちょボランティアがどのくらい伸びるかわかりませんが、ぜひそういうスキームをお考えになっていただきたいなと思います。

○藤野貯金保険課長 検討してまいります。ありがとうございます。

○田尻分科会長 石崎委員。

○石崎専門委員 この調査研究ですが、これは我々専門委員も長年主張してきた課題でもあったのですが、それがご理解を得て今回このような形で実現されたことは大変結構なことだと思います。そこで、二つほど伺いたいと思います。第一点は評価調査報告書についてであります。

かなりぶ厚く、それに統計や数字がいっぱい並んでいて読む人の意欲を削ぎはしないかと気になります。そしてその後にはポンと結論めいたことが書かれているわけです。私が思うにエキス（調査の結果最も訴えたいこと、ないし結論）部分はせいぜい20ページ程度に留めた“サマリー”を作成し、統計的な類いものは別冊に取り纏められた方が望ましいのではないかと思います。第二点は、“ロードマップ”があれば伺いたいです。

（釈迦に説法かも知れませんが）折角できた報告書が積読されたのでは困ります。総務省として今後どのように活用するおつもりか、この場を去るに当たって非常に気になりますので、お聞きしたいと思っております。先刻申し上げたとおり、サマリーに盛り込まれるであろう事業の様々なインパクトを、国の内外に向かって声高らかにPRしてほしい

いと願っております。日本人は一般的にPRが非常に下手です。総務省として、こんなすばらしい仕事をされたわけですから、この際、そのポイントだけを要領よく取り纏められ、絵と写真なども取り入れながら、発信してほしいと思います。

なお、私たち専門委員の仕事は本日で事実上終わりますが、もし必要とあらば、翻訳作業を含め、可能な範囲でボランティアで協力を惜しまない旨仲間内で先ほど語り合ったところです。それは単に関わった事業に対する愛着のためだけでなく、そうするだけの“価値”がこの事業にはあるからです。

○今川専門委員 今の補足なんですけれども、大変いい調査をされたと思いますが、この中にある優良事例のケーススタディーの部分だけでも英訳されて、私も全部ちゃんと読んでいませんから、もちろん英訳でどういう影響を与えるかということを見ていただかなきゃなりません。ぜひこれを英文化して、その上で、多く支援をしている開発途上国に配るのみならず、日本が金もうけだけやって何もやっていないように思うのは大間違いだと、国民の、草の根からこうやっているということを先進国のアメリカとかヨーロッパなんかにも配っていただけると、日本のためにいいのではないかと思います。

○藤野貯金保険課長 まず、調査研究のサマリー、これは実は作成はしていたんですが、もう少しアピールするものにできないかということを含めて再検討してみようと思います。

それから、英訳ですね。確かにおっしゃられるように、日本国内だけで閉じていてもしょうがないものなので、外国の方にも読んでいただけるような形を工夫して、それからその公表のやり方も工夫を考えてみようと思います。ありがとうございます。

○石崎専門委員 その場合、まだ最後までしっかり読んでいないので正確なことは言えませんが、まだ抜けている点があるような感じがしないでもありません。配分審査に深く関わってきた者として、配分した浄財がどのように使われ、受益者のために役立ったかがずっと気にかかってました。それだけに、評価調査に係る基本方針などの策定過程で私ども専門委員が参考意見を開陳する機会が得られたなかったことは、残念の極みであります。

先ほど、篠崎委員が言われたように、相手国側の受益者や関わった現地NGOの声を訊くことが大事なのは言うまでもありません。他方、援助団体に対する配分審査及びボランティア貯金作文の審査に十数年携わってきた者として、調査に当たったコンサルタントからメール形式で調査事項に関する所見を求められ、私も5枚ほど紙面を割いて考えを述べましたが、それが調査報告書の何れの箇所に、どのように形で反映されたか現段階では知る由もないので何とも申し様がありませんが、預金者と資金を使って活動する援助団体との“橋渡し”の役目を果たしたのは我々専門委員でもあるので、調査の過程で我々の経験、ノウハウ、意見を有効に使ってほしいと願っております。今後の残された作業の中で、もし我々としてお手伝いできることがあるならば、ぜひ遠慮なく使ってほしい。こんな率直な気持ちであります。

○樋口委員 時代も時代ですので、紙媒体でもいいんですが、ネットに出せばもっと容易に世界に普及できるのではないかと思います。簡単に変更もできますので、ぜひともネットを使って普及させられたほうがいいと思います。

もう一つ、これは弁明かもしれません。昔、このボランティア貯金の活動にかかわったことがあるのですが、これは実は性善説で各ボランティア団体に寄附給しております

て、これにチェックを入れると、この資金で調査費用を使うことになって、結局、ボランティア団体に渡る資金が少なくなるという矛盾が出てくる。ですから、我々も実際に現地に行って調べました。そうすると、我々が使う分を彼らが今度は使えなくなるという矛盾がありまして、我々としてはあまり調査はしない、後でという話になったのではと、多分、総務省もおわかりだと思のですが、私が、実際にやっていて、我々はカンボジアの山奥とかネパールの山奥にて行っているボランティア調査でしたが、その分だけこの資金を使うことになってしまったものですから、これにちょっと矛盾がありました。ですから、永峰先生の言う話はよくわかるのですが、これは渡したら予定どおりに使うだろうという信用のもとでやってきましたが、そうじゃないところが出てきたことが残念だと考えます。以上です。

○菅委員 この調査書を誰に届けるかというところ、そもそも国際ボランティア貯金をした方につなぎ役をこういうところで行っている皆さんが、窓口でこういうものができたと。金利もよかった時代ですので、一般の人がやってくれて、その成果を返してやるのは一般の人に、が目的じゃないかなと思います。そういう観点からつくると、もっと易しいものにつくり上げて、郵便局の窓口などにもきちんと配付して、こういうふうに使われて、こういうふうな声がありますというのがこの機関のお仕事だと思います。そういうことから考えると、もっと易しいサマリー版にしてもいいですし、そういう目的のものをつくられたほうが、それこそ石崎先生がおっしゃったように、統計は後にくっつけても十分のことで、そういうことを優先してお考えになってはいかがかなと感じました。

○藤野貯金保険課長 公表の仕方について、いろいろご意見を伺ったかと思いますが、まず、最低限、ネットでの公表はやろうと思っています。いろいろご指摘いただきましたように、確かにこれをいきなり見ろと言ってもなかなかわかりにくいので、サマリーのつくり方は工夫をして、寄附した方々、それから、そういった配分を受けた事業があった場所なんかについても、アクセスのよいような形を検討したいと思います。

今回の調査研究の公表の仕方、それから来年度の予算要求が認められてやっていけるのであれば、そのやり方においては、今回ご指摘をいただいたところをよく踏まえまして、工夫してやっていこうと思います。

それから、機構の配分事業に関する運営経費と寄附金の関係についてでございますけれども、郵便貯金の加入者から集めた寄附金自体は、各配分団体に行くまでは全くインタクトが、手をつけない、つまり、機構は機構の運営経費でその経費を賄うことにしておりますので、寄附を受けたお金は全部、100%配分先に行くような仕組みになってございます。さらに、一旦配分されても、余ったものとか使われなかったものは全部回収してまた配分する、そういうやり方をやっているものでございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。貴重なご意見、ご提案をいろいろいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、諮問第1078号でございますが、諮問のとおり認可するという事で答申をさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することといたし

ます。

これで、国際ボランティア貯金の案件が終了いたしました。

専門委員の皆様には、本当に長年の間いろいろご尽力賜りまして、また貴重なご示唆を毎回審議会で頂戴できましたことを大変感謝申し上げます。今後ともまたいろんな形でお役に立っていただくようなことがあろうかと思えます。その節はよろしく願いいたします。

本日はまことにありがとうございました。

○藤野貯金保険課長 今、ちょっと申し上げることを忘れていたことが1点ございます。配分されなかった団体についての資料をつけてございますが、これは審議会終了後、回収となっておりますので、これについては回収させていただきます。そういった形でやらせていただきたいと思います。

(専門委員退室)

○田尻分科会長 それでは次に移らせていただきます。次の議題の審議は、議事規則第9条第1項ただし書きの規定によりまして、非公開とさせていただきます。まことに恐縮でございますが、傍聴者の方々は本会議室からご退室いただきますよう、お願いを申し上げます。

(傍聴者退室)

○田尻分科会長 よろしゅうございますか。

それでは、諮問第1079号から1081号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」につきまして、まず総務省からご説明をお願いいたします。

○三浦信書便事業課長 それでは、特定信書便事業についてご説明いたします。信書便事業課長の三浦と申します。よろしくお願ひします。

資料の26-2をごらんいただきます。あけていただきますと、諮問書となっております。特定信書便事業の新規許可申請、13法人ございます。それから、事業計画の変更申請が1法人ございます。本日は、このほか、この事業許可申請、それから事業計画の変更に伴う約款及び管理規程の設定又は変更等についてご審議いただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事業許可の申請、事業計画の変更の認可申請について、別紙1をごらんいただきます。今回、13法人から新規の許可申請がございました。順に事業内容についてごらんいただきます。

1番のシステム輸送株式会社から4番まででございますけれども、既存の顧客からの要請によりまして、信書便事業に新たに参加したいということでございます。もともと貨物運送業もしくは二輪自動車小売業という業種をやっておったわけでございますが、いわゆる1号役務、長さ、幅、厚みの合計が90センチを超えるのもの、あるいは4キロを超えるものでございますが、こうした業務上の書類をグループ会社等を巡回するというので、いずれも大手の事業者もしくは電力会社等からの契約で事業を行うということで申請がなされております。

2ページに参りまして、5番の丸鉄運送株式会社でございます。大阪府の業者でございますけれども、官公庁の本庁と出先機関の間を巡回する役務ということで、地方公共

団体におきまして、文書の送達等をアウトソーシングする事例が最近増えてきてございますけれども、本業者もその業務を行うということでございます。

6番、赤帽滋賀県軽自動車運送協同組合でございます。こちらは、1号役務で官公庁の文書送達業務、3号で注文に応じた契約書などの信書便物の送達を見込んでいるということでございます。

7番、8番、3ページに参りまして9番、10番でございますが、こちらはいずれもNPO法人又は社会福祉法人で、障害者福祉事業からの参入となつてございます。このうち、7番、8番、10番につきましては、障害者の社会参加ということで、発注元の官公庁からお話がありまして、当面見込んでいる事業、随意契約で受注の予定ということですが、文書送達の業務を受注するというところでございます。

9番の社会福祉法人いのやま福祉会におきましては、官公庁の入札に参加するというところでございます。

11番、株式会社東洋軽貨物運送ですが、北九州市の業者ということで、こちらも官公庁の文書送達業務を見込んでいるということでございます。

12番、長崎総合警備株式会社でございますが、こちらは既存顧客である金融機関の本社及び支店間を巡回するサービスを1号役務で行う、そのほかに、3号役務を個別の注文に応じて行うということでございます。

最後、沖縄西濃運輸株式会社でございます。こちらも、既存顧客の本社、営業所等を巡回する役務を見込むほか、3号役務による顧客サービスの充実を図るということでございます。

それからもう1点、事業計画の変更ということで、4ページの14番、株式会社あしすと阪急でございます。こちらはビルメンテナンス業が本業でございますが、現在、2号役務による信書の送達をしてございますけれども、そこに既存顧客からの需要に応えるということで、1号役務を追加するというものでございます。

これら、新規13件、変更1件ということでございますが、そのほかに、参考に書いてあります株式会社日立アーバンインベストメントから、信書便物の送達手段として二輪自動車等を追加するというところ、信書便管理規程の変更の認可申請がございます。これは後ほど、ごらんいただきます。

審査の中身でございますけれども、5ページ以降でございます。

まず、事業の許可申請に当たって、収支見積りということで、その1、収入の部をごらんいただきます。今ご説明申し上げましたように、いずれも官公庁の信書送達、あるいは既存顧客との契約に基づくものでございまして、特段何か問題がある事例はないと思われまして、3号業務についても、いずれも1,000円を超える契約単価を予定しているということでございます。

7ページに参りまして、事業計画の変更の認可申請で、株式会社あしすと阪急でございます。こちらについては、従来2号役務を行っていたわけでございますけれども、1号役務も追加するというところ、このような収入見積りになってございます。

8ページ以降でございますが、事業収支見積りのうち、支出及び利益の部でございます。こちらにつきましては、信書便事業者を審査する上での必要な能力として、規律と能力というものがあるわけでございますけれども、そのうち、財政的な能力を見ていた

だくところでございます。

通常、信書便事業営業利益率があまりにも低い場合、あるいは赤字である場合は許可をしないということになるわけでございますが、こちらのうち、**■**番の**■**が**■**という、やや**■**になってございますけれども、中身としましては、**■**を見込んでいるということで、もともと**■**ということで、**■**していくという観点から、こうした利益率になっているということでございます。

■でございますけれども、こちらはいずれもでございます、特に今回も新規参入するということで、やや**■**なっておりますが、**■**、問題ないと考えてございます。

■でございますが、こちらも今のところ、初年度1カ月が**■**、翌年度が**■**と、やや**■**なっておりますが、貨物運送事業をやっております、その上でのコストをどういうふうに配分していくかという計算上の問題もあるわけでございますけれども、現在、既存顧客を相手にしている中で、今後は**■**も使っていくという形で成長性が見込めるということ、将来的にこうしたコストを吸収していきたいということで考えてございます。

13ページ、許可申請に当たっての資金の調達方法についてでございますが、いずれの事業者も全額自己資金ということで、特に問題とすべき事項はないと考えてございます。

14ページ、引受け及び配達の方法ですが、差出人の指図により、対面交付またはメール室への配達ということで、そのほか、郵便受箱への配達もございます。

15ページ、あしすと阪急については、1号役務の追加ということでございます。最後は参考資料でございます。

こうした許可申請、変更認可申請の概要が別紙1でございます。

続きまして、別紙2-1、18ページ、こちらが今ごらんいただきました13法人についての審査結果の概要でございます。事業の許可審査に当たっては、信書便法の第31条に従いまして、信書便物の秘密を保護するため適切なものであること、事業の遂行上適切な計画を有するものであること、事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること、その他、欠格事由に該当しないこととなっておりますが、これはいずれも満たしていると考えてございます。

19ページ、別紙2-2、こちらは株式会社あしすと阪急の事業計画の変更の認可申請についてでございます。変更に該当しますのは、事業計画のところ、ここでいいますと2番のところでございますが、いずれも問題なく、適切であると考えてございます。

続きまして、資料26-3、こちらは新規の13法人と事業計画変更の株式会社あしすと阪急についてでございますが、いわゆる利用者、お客様との契約関係を定める約款についてでございます。

1枚めくっていただきますと諮問書になってございまして、その次が別紙1、信書便約款の設定の認可申請の概要ということで、13法人の約款の内容について、ほぼ同様ですので、これを要約して1枚にまとめたものでございます。

いずれの申請においても、引受け、配達の内容、送達日数、料金等について、所要の

規定がなされていると考えております。

次の2ページ、3ページでございますが、今回、1号役務を追加する株式会社あしすと阪急についても、所要の約款の変更の認可申請がなされておりました、その内容を表にしたものでございます。

4ページの別紙2-1、こちらが信書便約款の設定の認可申請の審査結果の概要ということで、これらの申請について事務局で審査をいたしました結果でございます。

ごらんいただけますように、信書便物の引受け、配達、転送等について、全て適切に定められているものと考えております。

5ページ、特定の者に対する不当な差別的取扱いでございますが、こういう規定は見られないと考えております。

6ページ、別紙2-2でございます。株式会社あしすと阪急についても同様でございます、変更の認可について適当であると考えてございます。

資料26-4に参ります。これは信書便の取扱いについて、特に信書便物の秘密の保護という観点から、新規13法人と、変更の株式会社あしすと阪急、それから、今回、二輪車での送達等を追加する株式会社日立アーバンインベストメントについて審査したものでございます。1枚めくりますと諮問書がございまして、別紙1、1ページ目、こちらは新規13法人についてのものでございます。例えば、信書便管理者の選任でございますとか、2番、秘密の保護、3番、事故発生時等の措置、4番、教育、訓練等について、いずれも定めてあるということでございます。

3ページ、信書便管理規程の変更の認可申請でございます。先ほど申しあげましたように、株式会社日立アーバンインベストメント、送達手段として二輪車を追加する。それから、株式会社あしすと阪急、1号役務の追加でございますけれども、それに伴いまして、信書便管理者の選任等について、若干の変更をしたいということでございます。

この審査結果の概要は別紙2-1にございます。

まず、新規の法人については設定ということになりますが、これについては、信書便物の秘密を保護するものとして、いずれも適切であると考えております。

次の7ページ、別紙2-2でございます。2つの法人について、信書便管理規程の変更の認可申請ということで、変更部分について、適切であると考えてございます。

信書便関係について、諮問事項は以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、どうぞご発言いただければと存じます。

今ご説明いただきました資料の別紙1の17ページに電報類似サービスというイメージの絵が描いてございますが、下らないことを申し上げますが、実は先日、バレンタインデーの日に地方から義理チョコが届きまして、そこにちゃんと、ここに書いてありますように、台紙に個人宛ての通信文が印刷されたものが載っかっているということで、びっくりしたんですね、ここまで広がってきたかと。こういう使い方が、結婚式場だけでなく、こういう一般家庭にも、バレンタインデーが果たしてこれのあれになるのか、いろんな知恵を絞る人たちがいるもんだなと思ってびっくりいたしました。

どうぞ、多賀谷委員。

○多賀谷委員 あまり関係ないことなんですけれども、変更認可申請のところでも事故時

の措置というところを見ていて思い出したんですけれども、この信書便事業というのは民間会社と理解してよろしいですか。

○三浦信書便事業課長 基本的にはそうですね。

○多賀谷委員 それで、私の専門分野の1つとして個人情報保護法という分野があるんですけれども、郵便会社が信書を配達するときには、独立行政法人等個人情報保護法が適用されるわけですね。信書便の場合にはそうじゃなくて、民間の個人情報保護法のほうの適用となると理解してよろしいでしょうか。

○三浦信書便事業課長 もし顧客名簿とか、そういう形の個人情報があったとすれば、全くおっしゃるとおりだと思います。

○多賀谷委員 民間の個人情報保護法の適用があると。ただし、総務省は主務大臣として、監督官庁として、民間の個人情報保護法に基づいて監督義務がある、そういう関係にあると理解すればよろしいですか。

○三浦信書便事業課長 そのとおりでございます。

○信書便事業課 事務局より補足の説明をさせていただきます。信書便事業者については、先ほどのお話の通り、いわゆる民間の個人情報保護法が適用されますが、それを受けまして、総務省で信書便事業者が個人情報保護を取り扱うに当たってのガイドラインを定めまして、また、各特定信書便事業者においても、こちらでも今、申請が上がっております信書便管理規程におきまして、個人情報の取り扱いについての規定も定めていただいているところでございます。

○多賀谷委員 わかりました。

○田尻分科会長 はい、どうぞ。

○杉山委員 前にも教えていただいているのかもしれませんが、信書便事業の収支見積りについて、XXXXXXXXXXの場合に要因分析を行っているということは、若干気になるから一応中をのぞいておくということだと思うんですが、このXXXXXXXXXXというところに着目をするのは、何か根拠のようなものがあるのでしょうか。

○信書便事業課 特段の根拠というわけではなく、目安としてXXXXXXXXXXの基準を定めたと認識しておりますが、設定当初の詳細な点については、確認してみないと。

○杉山委員 一般の事業でいえば、XXXXXXXXXXもあつたら十分な、大変魅力的なことだと思うんですけれども。いつでも結構です、また。

○田尻分科会長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、諮問第1079号から1081号につきましては、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することといたしたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。この際、委員の皆様から何かご発言ございましたらお伺いいたします。よろしゅうございますか。

事務局から何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日の会議をこれをもって終了いたします。次回の日程につきましては、

確定いたしました段階で、また事務局のほうからご連絡を差し上げたいと存じます。
以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉 会